

重要事項説明書

(居宅介護支援)

厚生労働省令第38号第4条第1項の規定に基づき、当事業所の居宅介護支援の提供に関し、あなたに提供すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業の目的及び運営の方針

(一) 事業の目的

社会福祉法人寿康会が開設する、指定居宅介護支援事業所、徳風園居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(二) 運営方針

- 1 事業所の介護支援専門員は、事業の実施にあたって、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。
- 2 事業所の介護支援専門員は、事業の実施にあたって、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならない。
- 3 事業所の介護支援専門員は、事業の実施にあたって、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業所に著しく偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。

2 事業者の概要

(一) 名称等

名 称	徳風園居宅介護支援事業所
所在地	4 1 0 - 1 3 0 6 駿東郡小山町上野 1 4 4 0 - 1
電話番号・fax番号	0 5 5 0 - 7 6 - 6 0 6 0, 3 3 8 8 fax 7 6 - 3 4 3 4
法人種別及び名称	社会福祉法人 寿康会
代表者職・氏名	理事長 大坪 由里子
管理者氏名	勝 又 み づ ほ
介護保険事業者番号	2 2 7 1 3 0 0 0 6 9
指定年月日	令和 2年 4月 1日
サービスを提供する 通常の実施地域	駿東郡小山町

(二) 職員の概要

職 種	職員数	勤務形態	氏 名	保有資格の内容
管理者	1 人	常勤兼務	勝又みづほ	主任介護支援専門員 介護福祉士
介護支援専門員	2 人	常勤専従 常勤専従	田原美雪 黒津由利	静岡県 第22110199号 静岡県 第22090861号

(三) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日 日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日の6日間休業
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、緊急の場合は、営業日、営業時間に関係なく対応します。

3 居宅介護支援の内容及び利用料等

(一) 居宅介護支援の内容

(1) 居宅サービス計画の作成の過程

①居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用者等の情報を公平に利用者及びその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとします。

②居宅サービス計画の作成に当たっては、全社協版アセスメントシートを使って、利用者について、その有する能力、既に提供を受けているサービス、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければなりません。

③前号に定める課題の把握については、利用者の居宅を訪問し利用者及びその家族に面接して行わなければならない、その際、面接の趣旨を十分に利用者に対して説明し、理解を得なければなりません。

④利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等対象サービスが提供される体制を勘案して、居宅サービス計画の原案を作成しなければなりません。

⑤必要に応じて居宅サービス計画の原案に位置づけられているサービスの担当者から、会議の招集、照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求めるものとします。

サービス担当者会議は、通常自宅又は徳風園居宅介護支援事業所内にて開催しますが、退院の際は病院の会議室を借りる場合もあります。

⑥居宅サービス計画の原案について、位置づけられたサービスを保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者に対して説明し、文書により同意を得なければなりません。但し、利用者本人が同意する

旨の記載が出来ない場合にあっては、その家族に同意する旨の記載を求めるものとしします。

(2) サービスの実施状況の継続的な把握・評価

居宅サービス計画作成後においても、利用者、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うとともに、利用者についての課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとしします。

(3) 現物給付サービスに係る報告

毎月10日までに、国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画上現物給付サービスとして位置づけられているサービスに関する情報を記載した文書を提出しなければなりません。

(4) 介護保険施設等への紹介等

①利用者がその居宅においてサービスの提供を受け続けることが困難になったと認める場合及び利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行わなければなりません。

②介護保険施設等から退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとしします。

(5) 医療との連携

①利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治医等」という。）の意見を求めなければなりません。

②居宅サービス計画の作成又は変更に当たって、訪問看護、通所リハビリテーションその他の医療サービスを位置づける場合にあっては、主治医等の指示に基づいて行うものとしします。医療サービス以外の介護サービスについて、主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されている場合には、それを尊重して行うものとしします。

③訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネージャー自身が把握した利用者の情報等について、ケアマネージャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行うものとしします。

④居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して入院時に担当ケアマネージャーの指名等を入院先医療機関に提供するように依頼します。

(6) その他居宅サービス計画作成に当たっての配慮事項

①居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の事業者によるサービスの利用すべき旨の指示等を行ってはけません。

②居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、当該事業者から金品その他の財産上の利益を収受してはなりません。

③利用者が提示する被保険者証に、法第27条第7項第2号に掲げる事項に係る認

定審査会の意見又は法第37条第1項に基づき指定されたサービスの種類についての記載がある場合には、その趣旨及び内容に沿って居宅サービス計画を作成します。

④居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的にサービス利用が行われるよう努めます。

⑤居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外にも、市町村の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地区の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めます。

⑥当事業所では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために管理者を虐待防止に関する責任者とし、必要な職員研修を実施するとともに、地域包括支援センター等との連携を図ります。また、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

⑦当事業所では、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

(二) 利用料は次のとおりとします。

(1) 利用料 原則としてあなたに利用料の請求はいたしません。

ただし、あなたの被保険者証に支払方法変更の記載（あなたが保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載）があったときは、1カ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただきます。

この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、小山町又は御殿場市の窓口に提出して、払い戻しを受けて下さい。

利 用 料	要介護1・2	1,086単位
	要介護3・4・5	1,411単位
	当事業所は特定事業所加算Ⅲ取得事業所です。 323単位が加算されます。	
	包括から委託を受けた要支援の方	442単位
	指定居宅介護支援事業所として直接契約した要支援の方	472単位

居宅介護支援事業所の主な加算

加算の名称	単位数	主な算定要件
初回加算	300単位	新規に居宅サービス計画を作成し、居宅介護支援を実施した場合、要介護状態が2区分以上変更された場合 2ヶ月以上、間が開き再開された場合

特定事業所医療連携加算	125単位	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合
退院・退所加算		
(Ⅰ) イ	450単位	病院・診療所・地域密着型特養・老健（以下、病院等という。）
(Ⅰ) ロ	600単位	病院等の職員から利用者にかかる必要な情報をカンファレンス以外の方法で一回受けた場合
(Ⅱ) イ	600単位	病院等の職員から利用者にかかる必要な情報をカンファレンスにより1回うけた場合
(Ⅱ) ロ	750単位	病院等の職員から利用者にかかる必要な情報をカンファレンス以外の方法で2回以上受けた場合
(Ⅲ)	900単位	病院等の職員から利用者にかかる必要な情報を2回受けており、うち1回はカンファレンスにより受けた場合
※但し、初回加算を算定する場合は算定できず		病院等の職員から利用者にかかる必要な情報を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた場合
通院時情報連携加算	50単位／月	利用者が病院又は診療所に通院するときに、ケアマネが同席し、必要な情報を医師等に伝えとともに、医師等から情報の提供を受け、サービス計画に記録した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位 月2回限度	病院又は診療所の求めにより、当該病院の医師又は看護師等とともに利用者宅でカンファレンスを行い、必要に応じてサービスの利用に関する調整を行った場合
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	終末期の利用者を在宅で看取る際の死亡日及び死亡日以前14日以内に2日以上利用者宅を訪問し、心身の状況等を記録し、同意を得て、主治医、居宅サービス事業者へ情報提供した場合

(2) 交通費

サービスを提供する通常の実施地域にお住まいの方	無 料
上記以外にお住まいの方	介護支援専門員があなたのお宅を訪問するのに要した交通費実費が必要です。 自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域の境より走行距離1km当たり20円で計算した額をいただきます。

(3) その他の費用（要介護認定申請代行費等）

原則として無料とします。

ただし、郵送料等なかった場合は、実費をいただきます。

- (4) 支払方法 あなたが当事業所に料金を支払うこととなる場合の支払い方法については、月ごとの精算とします。毎月10日までに前月分の請求をしますので、10日以内にお支払い下さい。

お支払い方法は、現金払い、銀行振込、銀行等口座引落の3とおりの中から、ご契約の際に選択してください。

4 サービスの内容

- ①前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 73.3%

通所介護 87.8%

地域密着型通所介護 100%

福祉用具貸与 44%

- ②前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護	徳風園	小山町社協	アイティ介護
通所介護	徳風園	平成の杜	そよ風
地域密着型通所介護	はあとデイ		
福祉用具貸与	ヤマシタ	リフテック	フロンティア

5 サービスの終了について

- (1) あなたのご都合でサービスを終了する場合

あなたはいつでも契約を解約できますが、次の場合には、解約料をいただきます。

ア 契約後、介護サービス計画作成段階途中で、あなたの申し出により解約した場合	4,000円
イ 市町村への介護サービス計画の届出終了後解約した場合	解約料はかかりません。
ウ その他解約により当事業所に不測の損害を生じさせた場合	アに準じた解約料

この他、当事業所は、利用者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の事前の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となったときは、文書による通知によりこの契約を解除することができる。

- (2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情によりこのサービスの提供を終了させていただく場合がございます。この場合は、サービスの提供終了1カ月前までに文書であなた

に通知するとともに、他の指定居宅介護支援事業所等に関する情報をあなたに提供いたします。

(3) 自動終了

次の場合には、自動的にサービスを終了します。

ア あなたが介護保険施設に入院又は入所した場合。

イ あなたの要介護認定区分が要支援と認定された場合。（但し、地域包括支援センターから居宅サービス計画作成に関し、委託される場合があります。）

ウ あなたが亡くなった場合

6 感染症対策

自事業所及び併設施設において感染症が発生、又は蔓延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

7 虐待の防止

虐待の発生、またその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

8 居宅介護支援に対する苦情

当事業所の居宅介護支援及び当事業所が作成した介護サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関すること、介護支援専門員に関すること、利用料金に関することなどお気軽にご相談下さい。

担 当	徳風園居宅介護支援事業所管理者
	勝 又 み づ ほ
電 話	0 5 5 0 - 7 6 - 6 0 6 0, 3 3 8 8
ご利用時間	午前8時30分から午後5時30分まで

第三者委員； 遠藤博雄
小野一彦

苦情は、苦情受付マニュアルに基づき、苦情解決責任者（管理者）が必ず責任を持って解決いたします。当施設内で解決できない場合は、下記市町村窓口、国保連窓口に通報します。

市町村窓口；各保険者の介護保険担当課窓口

小山町；長寿介護課 長寿介護班

〒410-1304 小山町藤曲57-2

TEL 0550-76-6669 FAX 0550-76-4770

国保連窓口；静岡県国民健康保険団体連合会

文書または電話で

〒420-8558 静岡市春日町2-4-34

苦情専用電話 054-253-5590

9 事故発生時の対応

- (1) ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかにご利用者の家族、居宅介護支援事業所、市町村等（通院を要した場合のみ）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- (3) ご利用者に対するサービス提供より発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に被害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合はこの限りではありません。
- (4) 事故に備えて、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の「介護保険・社会福祉事業者総合保険」に加入しています。

10 個人情報の使用

別紙「個人情報使用同意書」についてご説明します。その内容に同意していただけたら、ご署名いただき、それに基づいた個人情報の使用とします。

令和 年 月 日

(事業者)

居宅介護支援の提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 駿東郡小山町上野1440-1
名 称 徳風園居宅介護支援事業所
説明者 印

(利用者)

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けたことに同意します。
また、サービス担当者会議等での個人情報の使用についても同意します。

住 所
氏 名 印